

鏡野町高齢者等タクシー利用者証交付申請書

令和 年 月 日

鏡野町長 様

鏡野町高齢者等タクシー利用助成事業実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請いたします。
なお、申請をするに当たり、受給に必要な調査について関係官署に照会し、調査すること及び指定事業者に必要な情報を提供することに同意します。

申請者 対象者	(フリガナ) 氏 名	()
	住 所	〒 鏡野町 電話 ()
	生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日 生 (歳)
	資 格 要 件 (要綱第 3 条)	(1)運転免許を保有していない者で、次のいずれかに該当するもの ア 65歳以上の者(おかやま愛カードの交付を受けている者を含む。) イ 身体障害者手帳の交付を受けている者 ウ 軽度以上と判定された知的障害者又は療育手帳の交付を受けている者 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ 特定医療費(指定難病)の支給認定を受けている者 カ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者 (2)妊産婦(母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日の1年後までのものに限る。)
	運 転 免 許 証	有 ・ 無 ・ 返納済
申請 代理人	(フリガナ) 氏 名	(印) 申請者との続柄()
	住 所	〒 電話 ()

※鏡野町記入欄

登 録 番 号	第 号
対 象 者 の 資 格 要 件	
資 格 要 件 の 確 認 書 類	
特 記 事 項	

(記入上の注意点)

○ 資格要件（第3条関係）

(1) 運転免許を保有していない者で、次のいずれかに該当するもの

ア 65歳以上の者（おかやま愛カードの交付を受けている者を含む。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において軽度以上と判定された知的障害者又は療育手帳の交付を受けている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

オ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定により特定医療費（指定難病）の支給認定を受けている者

カ 児童福祉法第19条の3第7条の規定により小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者

(2) 妊産婦（母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日の1年後までの者に限る。）

(添付書類)

- ・ 本人の顔を写した写真（大きさ 縦4.0cm×横3.0cm）
（役場・各振興センターでも撮影できます。）
- ・ 第3条に規定する要件に該当することを証明する各種手帳等の写し
- ・ マイナンバーカード又は医療保険証等の呈示